

令和元年12月24日

各事業所の長様

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室
(施設福祉担当：奥田，林 ☎222-4161)

就労移行支援事業の適正な実施について（通知）

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

本市における就労移行支援事業に係る就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について、厚生労働省からの通知（別添）を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

各事業所の皆様におかれましては、お取扱いに遺漏なきよう、よろしく願い申し上げます。

この取扱いは、令和2年2月1日から適用します。

記

1 就労移行利用者の就職状況の把握について

- (1) 就労移行支援事業所は、本市が支給決定を行った利用者が就職した場合、速やかに各区、支所の障害保健福祉課へ報告すること。
- (2) 就労移行支援事業所は、利用者が利用を開始する際には、重要事項説明書の退所理由に、「就職する場合」を明記するなどの方法により、就職が退所理由に当たることの説明を徹底すること。

2 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

就労移行支援事業所は、利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後、（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く。）は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない。

ただし、就労移行支援事業所が上記 1 (1) の報告を行ったうえ、本市が就労中の就労移行支援の必要性を認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就労した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とする。この場合において、本市は、以下の 3 点を踏まえることとする。

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重な負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

内容については、厚生労働省からの通知（別添）を参照。

また、具体的な本市の取扱いの詳細については、後日京都市のインターネットホームページ京都市情報館にて掲載する。

4 適用日について

この取扱いは、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。